

I. 平成22年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調査書

本調査書は、平成22年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）の交付（内定）を行うにあたり参考とするために提出していただくものであり、プログラムの申請書等における記載事項との整合性にも留意して記入して下さい。

1. 大学等名／設置者名	東京学芸大学／国立大学法人東京学芸大学
2. プログラム名	質の高い大学教育推進プログラム
3. 取組名称	特別支援教育時代の教員養成システムの開発
4. 選定年度	平成20年度
5. 事業推進代表者／事業推進責任者	事業推進代表者 学 長 鷺山 恭彦 事業推進責任者 教育学部 教授 伊藤 友彦
6. 事務担当者 ※ 内容等の問い合わせに適切に対応できる事務担当の方で、主担当、副担当を必ず2名記載して下さい。	主担当 教育研究支援部 教育研究支援課 総合教育科学系事務係長 市川 隆 TEL 042-329-7601（できるだけ直通番号を記入して下さい。） FAX 042-329-7404 E-mail soukei@u-gakugei.ac.jp（できるだけ部課内の共通アドレスを記入して下さい。）
	副担当 教育研究支援部 教育研究支援課 総合教育科学系事務係主任 楠 博恵 TEL 042-329-7402（できるだけ直通番号を記入して下さい。） FAX 042-329-7404 E-mail soukei@u-gakugei.ac.jp（できるだけ部課内の共通アドレスを記載して下さい。）
7. 選定取組の概要（400字以内）	本取組は、東京学芸大学の教員養成課程に属する全ての学生に対して、特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成を行うことを目的とする。1点目に、既に開講されている授業の内容改善を行う。1年次の必修科目である「障害児の発達と教育」において、事例に基づいたバーチャル下での演習等を通して、アセスメントと個別の指導計画の作成に関する学習を新しく導入する。2点目に、教育実習の充実を図る。全附属学校の特別支援教育コーディネータにより、実習生に対して、附属特別支援学校と共同して作成した講義用DVD等を基に、発達障害に対する知識と技能について説明を行う。3点目として、希望学生に対しては、特別支援科学講座の教員が組織している外部専門機関・関連団体と連携した発達障害児の臨床実践の場を開放し教育の実践力を積み重ねる。また、特別支援教育の対象となる子どものより具体的な理解のために、子どもの支援マニュアルを作成する。
8. 補助事業の目的・必要性（学生教育の観点から記入するようにして下さい。）	(1) 全体 本補助事業の全体の目的は、本学教員養成課程に属する全ての学生を対象として、特別支援教育に対応できる小中学校等の教員養成の充実を図り、本学の教育目的である「現代的教育課題に対応できる資質と実践的能力を備えた有為の教育者の養成」に資するため、アセスメントとそれに基づく個別の指導計画の重要性を理解し、その作成に必要な力量を備えた教員養成システムを開発、試行、実施することである。平成20年度から実施した1年次必修授業科目の授業改善を平成21年度以降も継続し、平成21年度からは教育実習時において、全附属学校における特別支援教育コーディネータによる特別支援教育に関する講義を行うこととする。このような、附属学校と連携した全学的取組の拡充により、特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成システムを構築・実践することが本補助事業の目的である。 (2) 本年度 本補助事業の本年度の目的は、上記の特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成システムの構築・実践を達成するために、演習を取り入れた授業システムの完成・評価、特別支援教育コーディネータによる講義を取り入れた教育実習の充実、子どもの支援マニュアルの完成・評価、臨床実践の充実、評価委員会による評価により、システムの完成を図ることである。また、国内外の先進的な特別支援教育における教員養成を行っている大学等への調査を行う。さらに、フォーラムを開催し、その成果を公表し検討を重ねる。
9. 本年度の補助事業実施計画（選定された取組を実施するためのスケジュールを簡条書きで記入して下さい。なお、記入に当たっては、備品の購入等、経費の支出計画ではなく、学生教育に関する取組の計画を記入して下さい。）	① 演習を取り入れた授業システムの完成・評価（平成22年4月～平成23年2月） ② 受講学生に対する特別支援教育に関する意識調査（平成22年4月、7月、10月、平成23年2月） ③ コーディネータによる講義用DVD等を取り入れた実習の充実・評価（平成22年6月～平成23年2月）

- ④ 教育実習生及びコーディネータによる講義用DVD等を取り入れた実習の評価（平成22年6月～平成23年2月）
- ⑤ 子どもの支援マニュアルの充実・評価（平成22年10月～平成23年2月）
- ⑥ 国内外における先進的な特別支援教育における教員養成を行っている大学等への調査（平成22年4月～平成23年1月）
- ⑦ 臨床実践の充実・改善（平成22年4月～平成23年3月）
- ⑧ 評価委員会の設置と評価の実施（平成23年2月）
- ⑨ 取組に関するフォーラムの実施（平成23年3月）
- ⑩ 取組の広報活動（パンフレットの作成・送付、ホームページの作成・更新）（平成22年4月～平成23年3月）
- ⑪ 本取組3年間の成果報告書の作成（平成23年2月～3月）

10. 補助事業の内容（選定された取組の内容を上記「9. 本年度の補助事業実施計画」と対応させるよう、箇条書きで記入して下さい。なお、記入にあたっては、学生教育として行う大学の取組について具体的に記載して下さい。）

本補助事業は、選定された質の高い大学教育推進プログラム「特別支援教育時代の教員養成システムの開発」について、小中学校教員の特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成の一層の充実・発展を目指すものであり、内容は以下のとおりである。

- ① 20年度の後期、21年度前期、後期の授業において以下の取組を行った。教員養成課程の全学必修科目である「障害児の発達と教育」に関する内容吟味・改善を行い、共通テキストを用いて、組織的・系統的に特別支援教育の基礎を学び、アセスメントや個別の指導計画の作成の実践を行う授業へと転換させた。講義科目ではあるが、仮想事例に基づいた演習・実践的意味をもたせる工夫を試みた。また、より実践的な技能を身につけるために、これまで、学部学生が実際に手にとって演習することが難しかった標準化されたさまざまなアセスメント・キットを導入した。さらに、より具体的に学べるよう、複数種類の障害について、DVD等を用いて視覚的な学習を試みた。22年度は、さらに改善点を検討し、演習を取り入れた授業の完成を目指す。
- また、全学を対象にした選択科目「発達と障害の心理学A・B」「特別ニーズと教育学」「プロジェクト学習科目」の内容吟味を行い、前者2つでは「障害児の発達と教育」の内容を補完する役割を、後者は教育実践への展開を重視した内容へと転換させる。それぞれの授業において、演習および実践についてその場で即時的な視覚的評価を行うことによって、確実な技能を身につけるよう配慮する。
- ② 20年度、21年度に行った学生の特別支援教育に関する意識調査を継続して行う。
- ③ 20年度、附属特別支援学校と特別支援科学講座で共同して、教育実習生を対象とした特別支援教育の講義用DVDを開発した。21年度は、3年次の実習時に、全附属学校において、各校のコーディネータにより、この講義用DVDを用いた特別支援教育についての説明を実施した。22年度は、さらにこの講義用DVDの改善を行い、完成を目指す。
- ④ ③の実施により、教育実習終了時において、講義用DVD等を取り入れた実習の評価のために、特別支援教育コーディネータ及び学生を対象にアンケート調査を行う。
- ⑤ 21年度、特別支援教育の対象となる子どものより具体的な理解のために、子どもの支援マニュアルを作成し、全附属学校、近隣の小中学校及び全国教育委員会等に配布を行った。また、①の授業において、学生に対して、このマニュアルの一部を紹介した。22年度は、改定を行うとともに、①の授業において、全学生に対しても配布を行う。
- ⑥ 21年度に引き続き、国内外において、特別支援教育に関する先進的な教員養成を行っている大学等に訪問し、聴き取り調査及び視察を行う。
- ⑦ 主として特別支援科学講座の教員が組織している外部専門機関・関連団体と連携した発達障害児の臨床実践の更なる充実を図り、希望する全学学生に開放する。
- ⑧ 東京学芸大学、横浜国立大学、千葉大学、埼玉大学などの特別支援教育教員養成担当教員からなる連絡機関によって評価を行う。具体的には授業及び実践プログラムの成果についての報告を行い、実施期間全般に渡る評価および助言を受ける。
- ⑨ これまでの本事業の取組の成果を公表するために、フォーラムを開催する。また、外部からの後援者を招聘することにより、関連するテーマについて検討を行う。
- ⑩ 本取組の成果はHPを作成することによって随時公開していく。
- ⑪ 3年間の本取組の諸活動ならびにその成果と課題を最終報告書としてまとめ、全国の関連機関に配布する。

これらを通じて、選定取組を更に充実・発展させ、本学の教育目的である「現代的教育課題に対応できる資質と実践的能力を備えた有為の教育者の養成」における人材養成機能の強化を図ることが、本補助事業の平成22年度の内容である。

11. 補助事業から得られる具体的な成果（学生に対する教育効果を中心に、選定された取組から得られる成果を上記「10. 補助事業の内容」と対応させ、箇条書きで記入して下さい。）

上記の本年度の補助事業実施計画を実施することにより、本補助事業から得られる具体的な成果は、以下のとおりである。

- ① 1年次の必修科目「障害児の発達と教育」の授業改善により、特別支援教育に関する基本的な知識をもち、アセスメント法と個別の指導計画について理解した学生を養成できる。さらに、2年次以降の授業改善により、より専門的な知識と実践力を兼ね備えた学生を養成できる。さらに、本学では教員を目指すすべての学生に特別支援学校教員免許取得の道を開いていることから、小中学校教員の特別支援教員免許の取得者数を増やすことも期待できる。
- ② 学生の意識調査を行うことにより、特別支援教育に関する学生の意識・関心を把握することができ、授業改善につなげることができると。

- ③ 教育実習時に特別支援教育に関する講義用DVD等を作成し、特別支援教育コーディネータに説明を依頼することにより、特別支援教育の視点ももった教育実習を行うことができる。
- ④ 教育実習生および特別支援教育コーディネータに③の取り組みによる実習についてのアンケート調査を行うことにより、改善点を明確にすることができる。
- ⑤ 子どもの支援マニュアルを作成し、これを関連機関に配布したり、①の授業に取り入れることにより、特別支援教育対象の子どもに対する理解が促進され、さらに具体的な支援に発展することが期待できる。
- ⑥ 特別支援科学講座の教員が中心となって行っている臨床活動に、学生が参画することにより、実践力を向上させることができる。
- ⑦ 特別支援教育に関する先進的な教員養成を行っている大学等を訪問調査することによって、その調査結果を本取組に取り入れることができる。
- ⑧ 連絡機関より評価を受けることによって、本取組の到達点を確認するとともに、改善点を明確にし、本取組の完成につなげることができる。
- ⑨ フォーラムを開催することによって、特別支援教育時代における教員養成についての有意義な討議を展開し、今後の課題を明確にできる。
- ⑩ ホームページ及びパンフレットにおいて、取組の経過と成果を積極的に発信・公表することによって、成果の普及を図ることができる。このことは、特別支援教育に関する啓蒙を図ることもつながる。
- ⑪ 成果報告書の作成により、取組の成果を積極的に発信・公表し、その普及に努める。